

平成18年6月16日(金曜日)第2回定例会

○出席議員(21名)

1番	新宮征一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊廣	議員	4番	榎津博士	議員
5番	木村寿太郎	議員	6番	松田孝	議員
7番	猪倉謙太郎	議員	8番	石川忠義	議員
9番	鈴木賢也	議員	10番	荒木春吉	議員
11番	柏倉信一	議員	12番	高橋勝文	議員
13番	高橋秀治	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	内藤明	議員	18番	那須稔	議員
19番	佐竹敬一	議員	20番	遠藤聖作	議員
21番	伊藤忠男	議員			

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入役	大谷昭男	教育委員長
奥山幸助	選挙管理委員会 委員長	佐藤勝義	農業委員会会長
那須義行	総務課長(併) 選挙管理委員会事務局長	片桐久志	総合政策課長
秋場元	総合政策課 財務室長	菅野英行	総合政策課行財政 改革推進室長
尾形清一	総合政策課企業 立地推進室長	三瓶正博	税務課長
有川洋一	市民生活課長	浦山邦憲	建設課長
柏倉隆夫	建設課 都市整備室長	犬飼一好	花・緑・せせらぎ 推進課長
佐藤昭	下水道課長	安孫子政一	農林課長
兼子善男	商工観光課長	斎藤健一	健康福祉課長
鈴木英雄	会計課長	荒川貴久	水道事業所長
兼子良一	病院事務長	芳賀友幸	教育長
熊谷英昭	学校教育課長	菊地宏哉	学校教育課 指導推進室長
工藤恒雄	生涯学習スポーツ 振興課長	安孫子雅美	監査委員
宇野健雄	監査委員 事務局長	清野健	農業委員会 事務局長

○事務局職員出席者

鹿間康	事務局長	安食俊博	局長補佐
渡辺秀行	総務主査	大沼秀彦	総務係長

議事日程第5号

第2回定例会

平成18年6月16日(金)

午前9時30分開議

再開

- 日程第 1 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市市税条例の一部を改正する条例)
- 〃 2 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 〃 3 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例)
- 〃 4 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市立病院使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例)
- 〃 5 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(平成18年度寒河江市一般会計補正予算(第1号))
- 〃 6 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(平成18年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第1号))
- 〃 7 議第43号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
- 〃 8 議第44号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について
- 〃 9 議第45号 寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について
- 〃 10 議第46号 市道路線の認定について
- 〃 11 請願第1号 高金利引き下げに関する意見書の提出を求める請願
- 〃 12 請願第2号 消費者金融等の金利引き下げを求める請願
- 〃 13 請願第3号 「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」意見書提出の請願
- 〃 14 請願第4号 教育基本法「改正」案に関わる意見書の提出を求める請願
- 〃 15 委員会審査の経過並びに結果報告  
(1)総務委員長報告  
(2)文教厚生委員長報告  
(3)建設経済委員長報告
- 〃 16 質疑、討論、採決
- 〃 17 議会案第3号 高金利引き下げに関する意見書の提出について
- 〃 18 議会案第4号 「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」意見書の提出について
- 〃 19 議案説明
- 〃 20 委員会付託
- 〃 21 質疑、討論、採決
- 閉会

平成18年6月第2回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前9時30分

○新宮征一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## 議会運営委員長報告

○新宮征一議長　ここで、本日の会議運営について議会運営委員長の報告を求めます。高橋議会運営委員長。

〔高橋秀治議会運営委員長　登壇〕

○高橋秀治議会運営委員長　おはようございます。

会議運営について、本日午前9時から議会第2会議室において議会運営委員会を開催し、協議をいたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます議案について申し上げます。追加議案は、議会案第3号高金利引き下げに関する意見書の提出について、議会案第4号「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」意見書の提出についての2件であります。

追加議案の取り扱いについては、最初に議会案第3号、議会案第4号を上程し、提案理由の説明及び委員会付託を省略し、質疑、討論、採決の順で行うことといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げ、御報告といたします。

○新宮征一議長　お諮りいたします。

本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議 案 上 程

- 新宮征一議長 日程第1、承認第2号から日程第14、請願第4号までの14案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

○新宮征一議長 日程第15、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

## 総務委員長報告

○新宮征一議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。6番松田総務委員長。

〔松田 孝総務委員長 登壇〕

○松田 孝総務委員長 おはようございます。

総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月14日午前9時30分から、市議会第2会議室において、委員7名全員出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、承認第2号、承認第3号、承認第4号及び承認第6号の4案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、関連がありますので、承認第2号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市市税条例の一部を改正する条例）と承認第3号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

承認第2号の主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、今回の税制改正は、住宅耐震改修をした場合の固定資産税の減額措置など多岐にわたり改正されているが、市民への周知の方法をどのように行うのか。また、周知について市民の方が手軽に検索できる市のホームページを活用することについての問いがあり、当局から、今議会終了後、市報などへ掲載するほか、市のホームページによる周知については検討してまいりますとの答弁がなされました。

承認第2号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

承認第3号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、承認第4号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より、工業団地拡張の計画区域について分譲なった場合の課税免除の取り扱いについての問いがあり、当局より、拡張区域が寒河江中央工業団地地域に指定されれば課税免除となりますとの答弁がなされました。

承認第4号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、承認第6号専決処分の承認を求めることについて（平成18年度寒河江市一般会計補正予算（第1号））を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。



## 文教厚生委員長報告

○新宮征一議長 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。10番荒木文教厚生委員長。

〔荒木春吉文教厚生委員長 登壇〕

○荒木春吉文教厚生委員長 おはようございます。

文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月14日午前9時30分から、市議会第4会議室において、委員7名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、承認第5号、承認第7号、議第43号、議第44号、請願第1号、請願第2号、請願第4号の7案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市立病院使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、承認第5号は多数をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、承認第7号専決処分の承認を求めることについて（平成18年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第1号））を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、承認第7号は全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議第43号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第43号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第44号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、所得割を上げて資産割を下げた理由は何かとの問いがあり、当局より、資産を持っていても直接収益につながるものではないための配慮から資産割を減額し、所得割を増額したところだと答弁がありました。

委員より、調定見込額で17年度、18年度は同じような総額だが、19年度においても場合によっては改正が考えられるかとの問いがあり、当局より、医療費の動向や今後の医療制度の改正などから国保会計だけで論じられるものではなく、いつ改正することになるかは申しあげられませんかとの答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第44号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号高金利引き下げに関する意見書の提出を求める請願を議題とし、担当書記による請願書朗読の後、審査に入りました。

主な意見等について申し上げます。

委員より、趣旨には賛成だが、金利を下げたために借りられない人が出るなど新たな問題が生じる可能性もあるとの意見がありました。

委員より、高金利に苦しんでいる人が大勢いることを考えれば賛成ですとの意見がありました。

ほかに質疑、御報告するほどの意見等もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第1号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第2号消費者金融等の金利引き下げを求める請願を議題とし、担当書記による請願書朗読の後、審査に入りましたが、質疑もなく、討論を省略して採決の結果、請願第2号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第4号教育基本法「改正」案に関する意見書の提出を求める請願を議題とし、担当書記による請願書朗読の後、審査に入りました。

主な意見等について申し上げます。

委員より、この請願は時代の要請にこたえていないようなので反対ですとの意見がありました。

委員より、請願事項5項目にのっとって国において審議するよう請願することは賛成ですとの意見がありました。

ほかに質疑、御報告するほどの意見等もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第4号は賛成少数により不採択とすべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 建設経済委員長報告

○新宮征一議長 次に、建設経済委員長の報告を求めます。9番鈴木建設経済委員長。

〔鈴木賢也建設経済委員長 登壇〕

○鈴木賢也建設経済委員長 おはようございます。

建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月14日午前9時30分から、議会図書室において、委員7名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第45号、議第46号、請願第3号の3案件であります。

一たん休憩し、市道路線の認定に係る現地調査を行った後、会議を再開し、審査に入りました。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第45号寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、平成23年度までの総工事費は幾らぐらいかとの問いがあり、当局より、総事業費で16億3,100万円を計画しておりますとの答弁がありました。

委員より、随意契約に伴う金額の妥当性についてどのようにチェックしているのかとの問いがあり、当局より、日本下水道事業団は下水道事業団法による唯一の地方共同法人として地方公共団体からの依頼を受け、その事業について事業団で入札し、工事を行い、最終的にはその精査した金額を議会に報告することになります。また、事業団の行う設計業務や工事内容については、すべて会計検査の対象になっておりますとの答弁がありました。

途中休憩を挟み、会議を再開いたしましたが、議第45号についてはほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第46号市道路線の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、市道認定の基準については、後で問題にならないように幅員の基準とか将来何メートルに拡幅するとかの基準が必要ではないかとの問いがあり、当局より、市道認定の法的な基準はありませんが、幅員については完成断面6メートルを原則としておりますが、土地区画整理事業とか市の開発事業に基づいて協議をし、完成後、市に帰属するような道路、国道、県道、市道とアクセスするような路線、経済または防災上など地域住民がどうしても必要とする路線など、それらを総合的に検討して認定しているということですとの答弁がありました。

途中休憩を挟み、会議を再開いたしましたが、議第46号についてはほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」意見書

提出の請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑、意見もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で、建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○新宮征一議長 日程第16、これより質疑、討論、採決に入ります。

承認第2号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより承認第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、承認第2号は承認することに決しました。

承認第3号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより承認第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、承認第3号は承認することに決しました。

承認第4号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより承認第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、承認第4号は承認することに決しました。

承認第5号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより承認第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、承認第5号は承認することに決しました。

承認第6号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより承認第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、承認第6号は承認することに決しました。

承認第7号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより承認第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、承認第7号は承認することに決しました。

議第43号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第43号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第43号は原案のとおり可決されました。

議第44号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第44号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第44号は原案のとおり可決されました。

議第45号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第45号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第45号は原案のとおり可決されました。

議第46号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第46号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第46号は原案のとおり可決されました。

請願第1号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第1号は採択することに決しました。

請願第2号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第2号は採択することに決しました。

請願第3号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。



討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより請願第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第3号は採択することに決しました。

請願第4号について委員長報告に対する質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより請願第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、本件は原案について採決いたします。

本件は原案を採択とすることに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、請願第4号は不採択とすることに決しました。

議 会 案 上 程

- 新宮征一議長 日程第17、議会案第3号及び日程第18、議会案第4号の2案件を一括議題といたします。

## 議 案 説 明

○新宮征一議長 日程第19、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号及び議案第4号の2案件については、会議規則第37条第2項の規定により提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

## 委 員 会 付 託

○新宮征一議長 日程第20、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第3号及び議会案第4号の2案件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○新宮征一議長 日程第21、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会案第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第3号は原案のとおり可決されました。

議会案第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第4号は原案のとおり可決されました。

平成18年6月第2回定例会

閉 会 午前10時01分

○新宮征一議長 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。これにて平成18年第2回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 新 宮 征 一

会議録署名議員 鴨 田 俊 廣

同 上 遠 藤 聖 作